

荒川区の国保事業

令和 7 年版

荒川区福祉部国保年金課

目 次

1	荒川区国民健康保険運営協議会	
(1)	委員定数	1
(2)	開催状況	1
(3)	委員名簿	1
2	組織及び事務分掌	
	＜係別職員数の状況＞	2
3	被保険者	
(1)	被保険者資格	3
(2)	退職者医療制度	3
(3)	被保険者加入状況の推移	3
	付表1 外国人加入者状況の推移	3
	付表2 被保険者数の内訳の推移	4
(4)	被保険者数の年齢別状況	4
(5)	資格取得及び喪失の事由別状況	5
4	保険料	
(1)	保険料（医療給付費分）の算出方式	6
(2)	保険料（後期支援金分）の算出方法	6
(3)	保険料（介護納付金分）の算出方法	6
(4)	保険料の収納状況の推移	7
	①現年分	7
	②滞納繰越分	8
(5)	保険料負担額状況（現年分）	9
(6)	保険料の軽減	9
(7)	保険料の減額・免除	10
(8)	保険料の納付方法別収納状況	11
(9)	督促及び催告の状況	11
5	保険給付	
(1)	保険給付の種類	12
(2)	医療費の状況	14
(3)	一人当たりの医療費の状況	15
(4)	受診率の状況	15
(5)	高額療養費の状況	16

(6) その他の保険給付の状況	1 6
(7) 不正・不当利得、第三者行為	1 6
(8) 一部負担金の減額・免除	1 7
6 保健事業	
(1) 保養施設の開設	1 8
(2) 医療費通知	1 9
(3) 脳ドック受診費用助成	1 9
(4) 糖尿病等重症化予防	1 9
(5) ジェネリック医薬品利用差額通知	1 9
7 特定健診・特定保健指導事業	
(1) 特定健康診査	2 0
(2) 特定保健指導	2 0
8 経理	
(1) 国民健康保険事業特別会計の決算	2 1
(2) 国民健康保険事業特別会計決算額の推移	2 2
(3) 国民健康保険事業特別会計への財政運営等	2 2
9 国保のあゆみ	2 5
(参考) 事業年報	3 6

1 荒川区国民健康保険運営協議会

荒川区は、国民健康保険法第11条第2項に基づき、荒川区国民健康保険運営協議会（附属機関）を設置しており、区長は、国民健康保険の保険料や給付割合など事業の運営に関する重要な事項について国民健康保険運営協議会の意見を求め、国民健康保険事業を進めていくことになっています。

(1) 委員定数

- ① 被保険者を代表する委員 6名
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員..... 6名
- ③ 公益を代表する委員 6名
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員..... 3名

(2) 開催状況

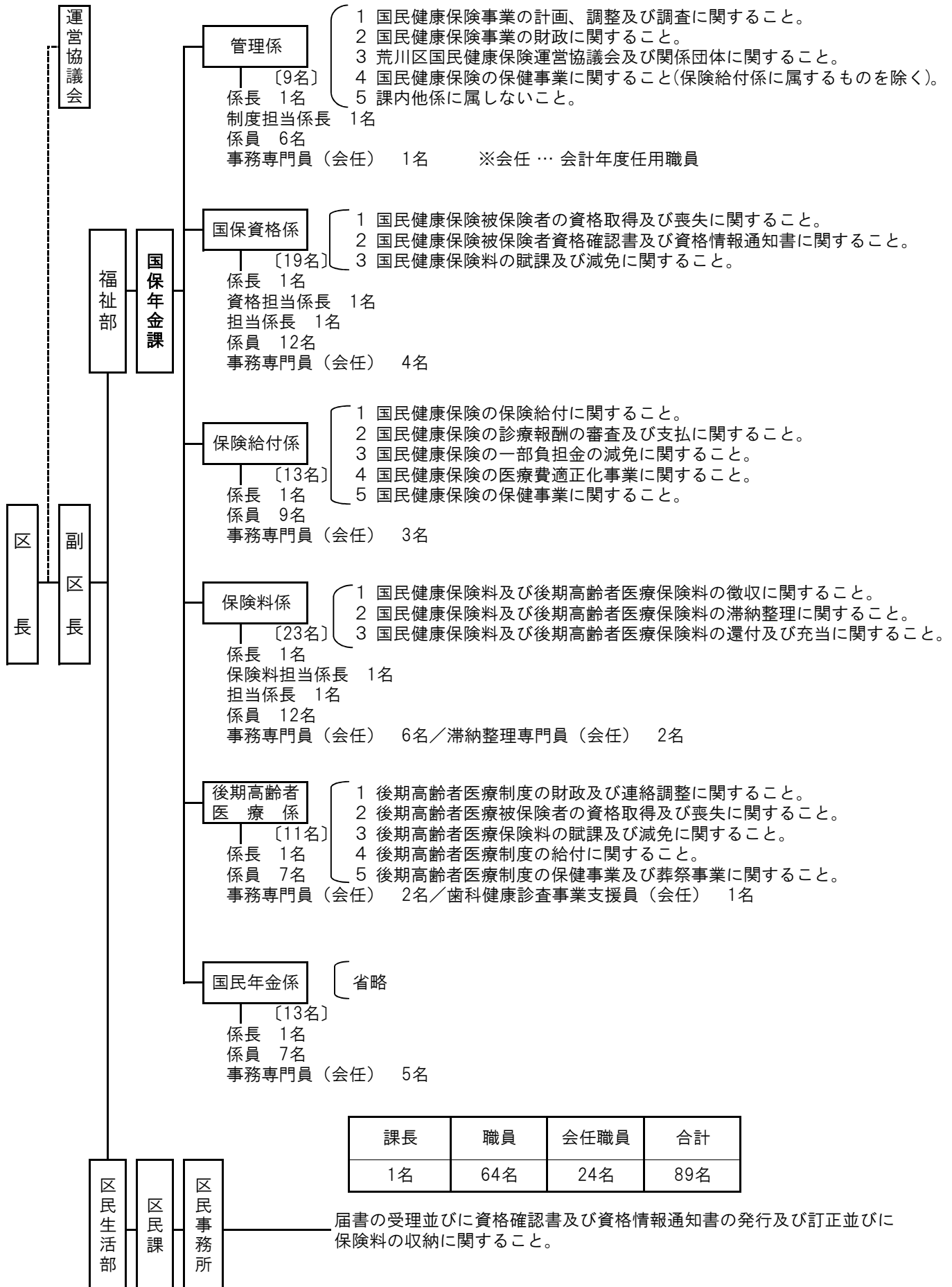
第165回 令和7年3月5日	< 諮問事項 > 荒川区国民健康保険における保険料率等の改定について
-------------------	---------------------------------------

(3) 委員名簿（令和7年6月30日現在）

区 分	氏 名	摘 要
被保険者 代表委員 (6名)	戸 叶 修 金 田 博 三 浦 裕 一 齋 藤 隆 雄 金 井 昌 朝 (欠員1名)	
保険医等 代表委員 (6名)	土 屋 譲 長谷川 健 司 太 田 誠一郎 松 永 泰 典 角 譲 藤 代 祐 治	
公益代表委員 (6名)	菅 谷 元 昭 保 坂 正 仁 茂 木 弘 山 本 剛 小 島 和 男 久 家 しげる	
被用者保険等 保険者 代表委員 (3名)	笠 井 隆 史 (欠員2名)	(A D E K A 健康保険組合常務理事)

2 組織及び事務分掌

(令和7年4月1日現在)



3 被保険者

(1) 被保険者資格

荒川区内に住所を有する人は、国民健康保険の被保険者となります。ただし、次に掲げる人は除きます。

- ①健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等の被保険者及び被扶養者
- ②生活保護受給世帯
- ③国民健康保険組合の被保険者
- ④後期高齢者医療制度の加入者
- ⑤ハンセン病療養所の入所者等

※特別養護老人ホームへの入所及び入院のため区外に転出する人は、入所・入院先で新たに加入するのではなく、引き続き荒川区の国民健康保険の資格を有することになります。

(2) 退職者医療制度

国民健康保険の65歳未満の被保険者で、老齢年金、又は通算老齢年金の受給権者のうち、次のいずれかに該当する人です。

- ①被用者年金保険の被保険者期間が20年以上の方、及びその被扶養者
- ②40歳以降の被用者年金保険の被保険者期間が10年以上の方、及びその被扶養者

※平成20年4月からの高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止となりました。
現行制度の円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、制度を存続させる経過措置が令和6年3月末まで講じられていました。

(3) 被保険者加入状況の推移

(各年度3月31日現在)

年度	荒川区の世帯数	荒川区の人口			国保加入者		加入割合		対前年比	
		日本人 (人)	外国人 (付表1) (人)	合計 (人)	世帯数	被保険者数 (付表2) (人)	世帯 (%)	被保険者 (%)	世帯 (%)	被保険者 (%)
2	117,437	198,268	18,067	216,335	34,373	47,676	29.27	22.04	-2.45	-4.44
3	117,396	197,915	17,446	215,361	32,747	45,202	27.89	20.99	-4.73	-5.19
4	119,748	198,067	19,166	217,233	32,353	43,696	27.02	20.11	-1.20	-3.33
5	122,901	198,320	21,493	219,813	32,751	43,221	26.65	19.66	1.23	-1.09
6	125,787	198,844	23,606	222,450	32,583	42,256	25.90	19.00	-0.51	-2.23

(付表1) 外国人加入者状況の推移

(各年度3月31日現在)

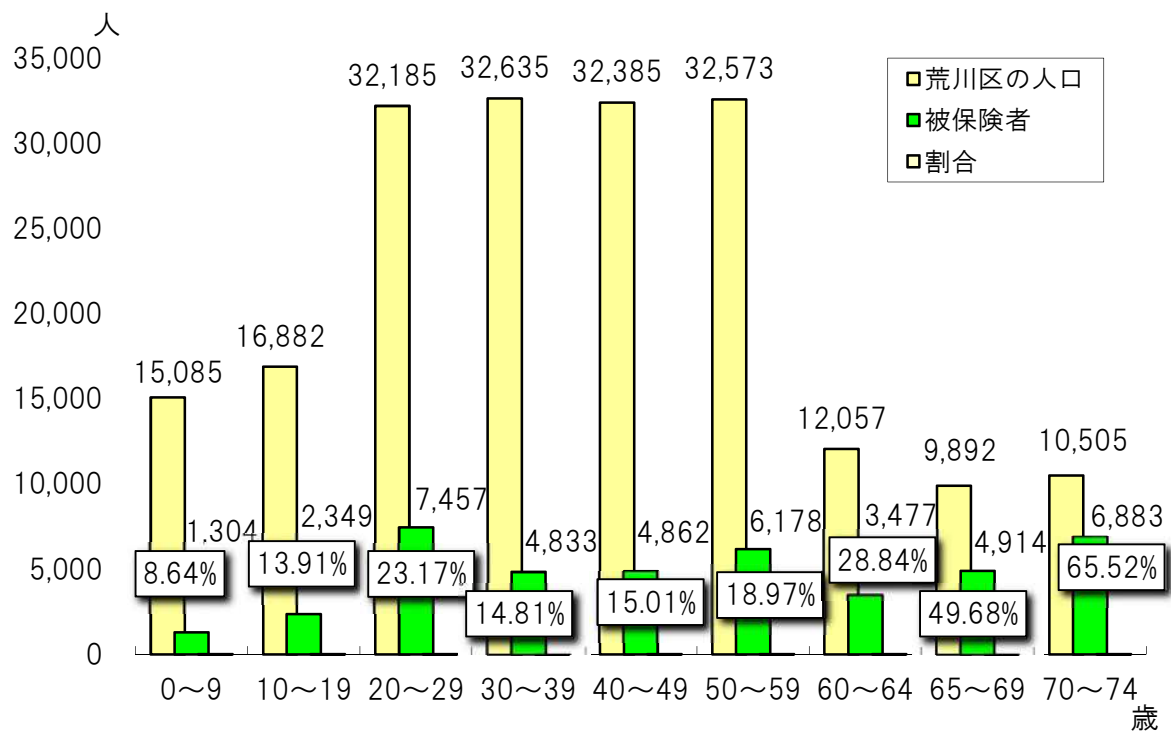
年度	外国人数 (人)	国保加入者		加入割合 (被保険者数)
		世帯数	被保険者数 (人)	
2	18,067	6,694	8,538	47.26%
3	17,446	5,805	7,487	42.92%
4	19,166	6,603	8,274	43.17%
5	21,493	7,799	9,304	43.29%
6	23,606	8,613	10,114	42.85%

(付表2) 被保険者数の内訳の推移

(各年度3月31日現在)

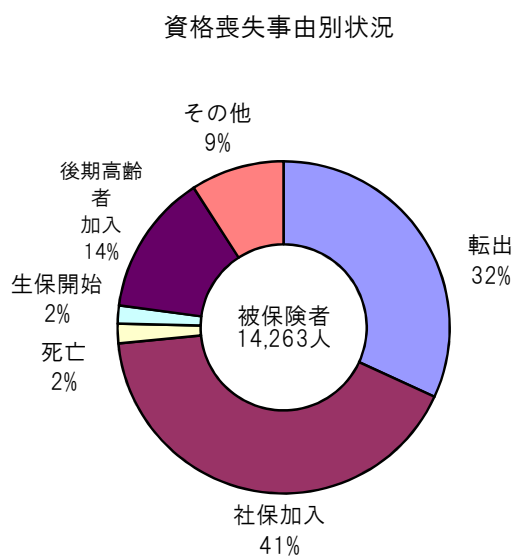
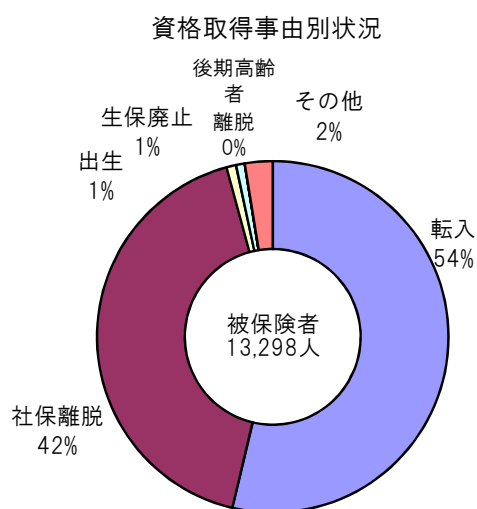
年度	被保険者数 (人)	一 般		退 職		後期高齢者	
		被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)
2	47,676	49,123	103.04	4	0.01	24,278	—
3	45,202	45,202	100.00	4	0.01	24,159	—
4	43,696	43,696	100.00	0	0.00	24,456	—
5	43,221	43,221	100.00	0	0.00	25,354	—
6	42,256	42,256	100.00	0	0.00	26,566	—

(4) 被保険者数の年齢別状況 (令和7年3月31日現在)



(5) 資格取得及び喪失の事由別状況（令和6年度）

資 格 取 得		資 格 喪 失	
事 由	被保険者数（人）	事 由	被保険者数（人）
転 入	7,140	転 出	4,545
社 保 離 脱	5,595	社 保 加 入	5,933
出 生	116	死 亡	271
生 保 廃 止	108	生 保 開 始	251
後期高齢者離脱	0	後期高齢者加入	1,964
そ の 他	339	そ の 他	1,299
合 計	13,298	合 計	14,263



4 保険料

(1) 保険料(医療給付費分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和6年度	令和7年度
賦課割合 (所得割：均等割)		54：46	54：46
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 8.69%	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 7.71%
	均等割額	1人当り 49,100円	1人当り 47,300円
限度額		650,000円	660,000円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(2) 保険料(後期支援金分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和6年度	令和7年度
賦課割合 (所得割：均等割)		55：45	54：46
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.80%	加入者全員の 旧ただし書き所得 × 2.69%
	均等割額	1人当り 16,500円	1人当り 16,800円
限度額		240,000円	260,000円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(3) 保険料(介護納付金分)の算出方式

$$\text{年間保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

区 分		令和6年度	令和7年度
賦課割合 (所得割：均等割)		56：44	58：42
保険料率	所得割料率	介護第2号 被保険者全員の 旧ただし書き所得 × 2.01%	介護第2号 被保険者全員の 旧ただし書き所得 × 2.10%
	均等割額	介護第2号被保険者1人当たり 16,500円	介護第2号被保険者1人当たり 16,600円
限度額		170,000円	170,000円

※均等割額は、23区共通となっています。

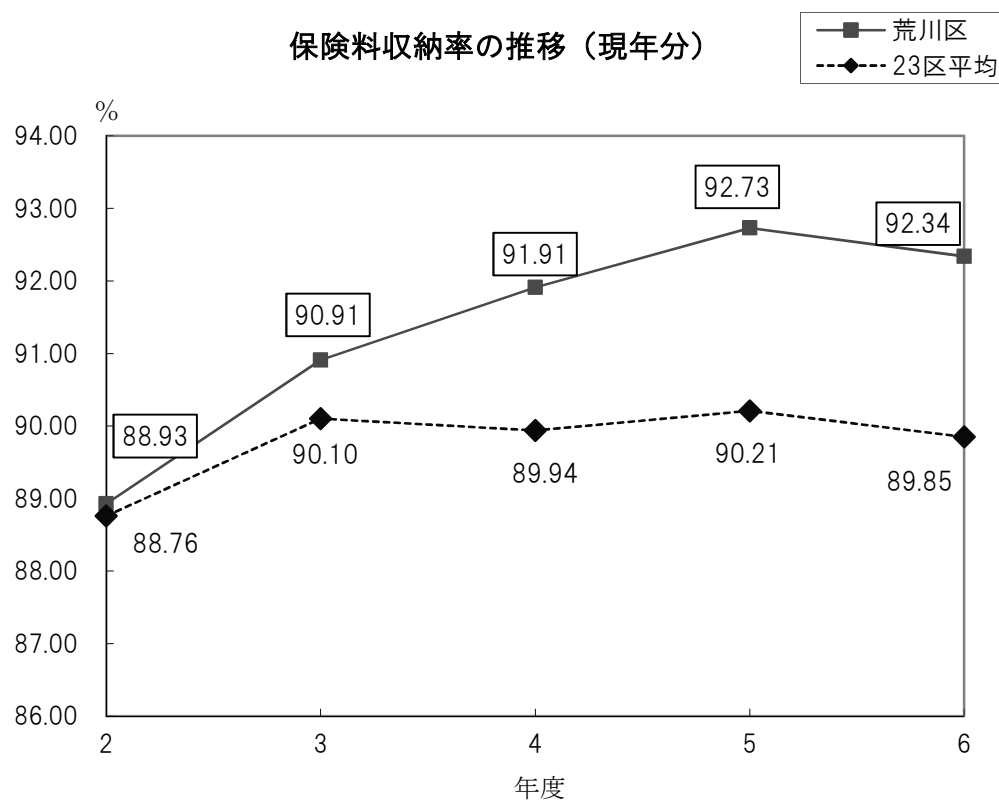
(4) 保険料の収納状況の推移

①現年分

(単位：円)

年 度		調定分	収納額	未収額	居所不明分	収納率 (%)
2	一般	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
3	一般	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91
4	一般	5,378,900,599	4,933,178,857	429,488,177	11,288,229	91.91
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,378,900,599	4,933,178,857	429,488,177	11,288,229	91.91
5	一般	5,132,988,422	4,750,574,178	378,909,424	9,824,979	92.73
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,132,988,422	4,750,574,178	378,909,424	9,824,979	92.73
6	一般	5,786,707,353	5,332,199,986	444,828,608	12,264,122	92.34
	退職	0	0	0	0	—
	計	5,786,707,353	5,332,199,986	444,828,608	12,264,122	92.34

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。

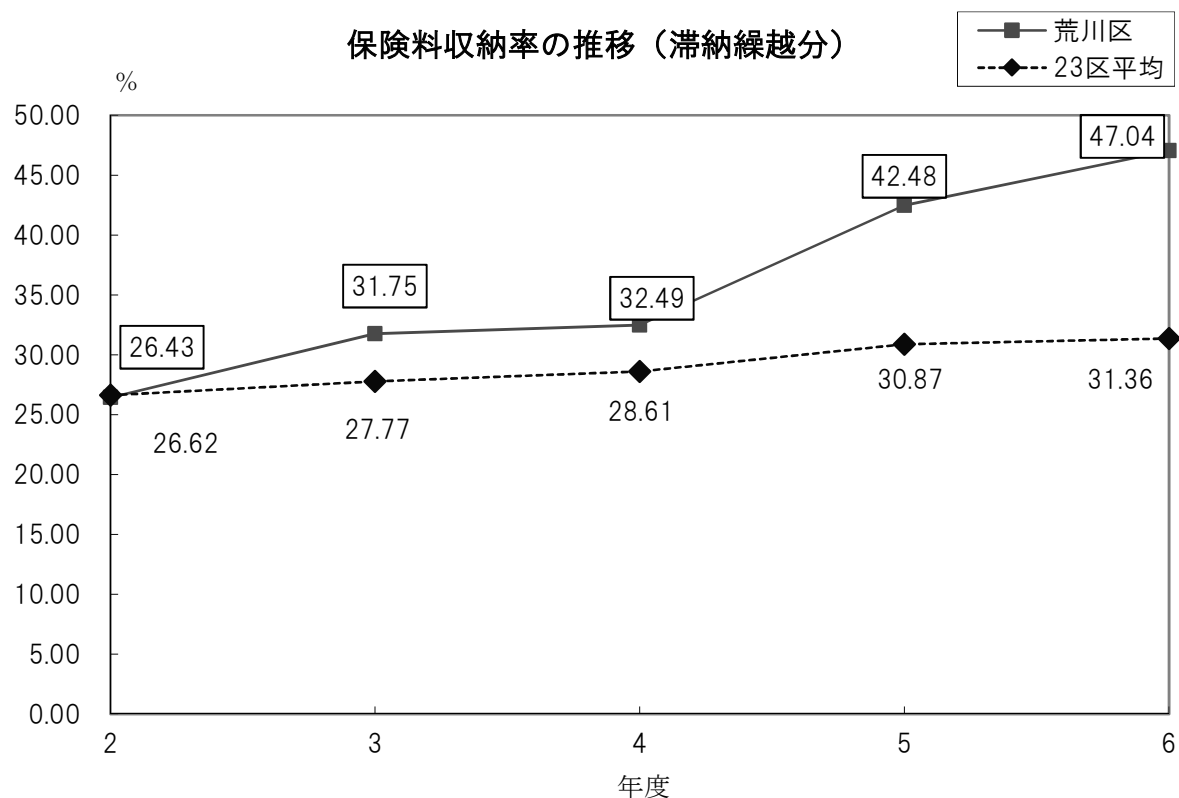


②滞納繰越分

(単位：円)

年 度		調定分	収納額	不納欠損	未収額	居所不明分	収納率 (%)
2	一般	1,349,901,777	351,884,974	255,562,481	742,454,322	18,589,518	26.43
	退職	1,955,509	455,172	407,606	1,092,731	0	23.28
	計	1,351,857,286	352,340,146	255,970,087	743,547,053	18,589,518	26.43
3	一般	1,282,332,530	400,629,255	308,562,902	573,140,373	20,998,688	31.76
	退職	956,813	121,253	490,939	344,621	0	12.67
	計	1,283,289,343	400,750,508	309,053,841	573,484,994	20,998,688	31.75
4	一般	1,001,429,730	318,896,531	277,155,977	405,377,222	19,634,159	32.48
	退職	344,683	226,768	20,867	97,048	0	65.79
	計	1,001,774,413	319,123,299	277,176,844	405,474,270	19,634,159	32.49
5	一般	831,030,712	346,913,738	192,122,225	291,994,749	14,276,977	42.47
	退職	97,055	86,846	0	10,209	0	89.48
	計	831,127,767	347,000,584	192,122,225	292,004,958	14,276,977	42.48
6	一般	668,622,508	308,180,385	118,277,641	242,164,482	13,488,598	47.04
	退職	10,083	7,782	0	2,301	0	77.18
	計	668,632,591	308,188,167	118,277,641	242,166,783	13,488,598	47.04

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。



(5) 保険料負担額状況（現年分）

（単位：円）

（各年度決算値）

年 度	調 定 額		収 納 額	
	一世帯当り	一人当り	一世帯当り	一人当り
2	154,794	111,601	137,329	99,010
3	160,211	116,066	145,325	105,282
4	166,256	123,098	152,479	112,897
5	156,727	118,761	145,444	110,211
6	177,598	136,944	163,649	126,187

※ 各年度3月31日現在世帯・被保険者より算定。

(6) 保険料の軽減

① 均等割額の軽減

- 7 割軽減 … 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額以下の世帯については、被保険者均等割医療分1人49,100円が14,730円になります。
 支援金分1人16,500円が4,950円になります。
 介護分1人16,500円が4,950円になります。
- 5 割軽減 … 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に29.5万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割医療分1人49,100円が24,550円になります。
 支援金分1人16,500円が8,250円になります。
 介護分1人16,500円が8,250円になります。
- 2 割軽減 … 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に54.5万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割医療分1人49,100円が39,280円になります。
 支援金分1人16,500円が13,200円になります。
 介護分1人16,500円が13,200円になります。

均等割額の軽減の推移

（各年度決算値）

年 度		7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	合 計
2	世 帯 数	13,691	4,088	3,284	21,063
	被保険者数（人）	16,090	6,470	5,600	28,160
	金 額（円）	519,581,540	160,839,950	56,028,720	736,450,210
3	世 帯 数	13,411	3,994	3,166	20,571
	被保険者数（人）	16,006	6,368	5,264	27,638
	金 額（円）	529,184,593	155,666,661	52,335,476	737,186,730
4	世 帯 数	15,100	3,709	2,860	21,669
	被保険者数（人）	17,734	5,834	4,707	28,275
	金 額（円）	582,117,445	147,842,403	47,495,621	777,455,469
5	世 帯 数	16,150	3,513	2,777	22,440
	被保険者数（人）	18,598	5,470	4,616	28,684
	金 額（円）	652,937,052	151,393,979	50,515,887	854,846,918
6	世 帯 数	16,681	3,506	2,768	22,955
	被保険者数（人）	19,130	5,363	4,370	28,863
	金 額（円）	720,151,356	160,019,236	52,274,435	932,445,027

②未就学児の均等割額の軽減

未就学児（6歳未満）1人あたりの均等割額について、2分の1が軽減されます。

未就学児の均等割額の軽減の推移

（各年度決算値）

年 度		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	合 計
4	世 帯 数	263	119	130	473	985
	被保険者数（人）	331	151	168	599	1,249
	金 額（円）	1,904,420	1,662,458	2,835,966	11,806,564	18,209,408
5	世 帯 数	236	126	133	430	925
	被保険者数（人）	286	152	182	528	1,148
	金 額（円）	1,866,903	1,843,083	3,428,705	11,737,046	18,875,737
6	世 帯 数	231	119	117	427	894
	被保険者数（人）	276	151	142	538	1,107
	金 額（円）	1,881,121	1,939,313	2,952,001	12,707,356	19,479,791

③その他の軽減

- ・非自発的失業者の保険料の軽減

会社都合により失業した場合に前年の給与所得を30/100とみなして保険料を算出します。

- ・産前産後期間相当分の保険料の免除（令和6年1月開始）

産前産後期間相当分の保険料を免除します。

その他の軽減の推移

（各年度決算値）

年度	非 自 発 的 失 業		産 前 産 後	
	件数	金 額（円）	件数	金 額（円）
3	1,150	96,851,838		
4	812	59,524,690		
5	703	58,041,417	39	669,377
6	706	77,209,140	134	4,870,000

(7) 保険料の減額・免除

災害・その他特別な事情で生活が著しく困難になっているときは、その事情により、保険料を減額したり、または、免除する制度があります。

減額・免除の推移

（各年度決算値）

年度	件数	金 額（円）
2	30	767,525
3	30	560,098
4	30	778,032
5	31	584,341
6	18	588,618

新型コロナウイルス感染症の影響による減免（令和4年末で終了）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等、一定の基準を満たす場合に保険料の減免をします。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免の推移

（各年度決算値）

年度	減 免	
	件数	金 額（円）
2	1,543	363,859,848
3	604	99,320,368
4	168	28,416,570

※令和元年度2,3月分の減免額(50,689,032円)を含む。

※令和2年度分の減免額(492,087円)を含む。

※令和3年度分の減免額(199,420円)を含む。

(8) 保険料の納付方法別収納状況（令和6年度現年分）

区 分	件 数	金 額 (円)
口座振替	110,608 (37.51%)	2,590,120,854 (47.46%)
金融機関	31,434 (10.66%)	587,188,031 (10.76%)
窓口納付	8,808 (2.99%)	195,854,512 (3.59%)
コンビニエンスストア	108,253 (36.71%)	1,482,898,816 (27.17%)
モバイルレジ	3,303 (1.12%)	94,151,348 (1.73%)
スマートフォン決済	12,710 (4.31%)	241,425,192 (4.42%)
特別徴収	19,247 (6.53%)	257,984,189 (4.73%)
その他	497 (0.17%)	7,432,474 (0.14%)
合 計	294,860 (100.00%)	5,457,055,416 (100.00%)

()内は構成比

(9) 督促及び催告の状況（令和6年度）

督 促 状			
発行月	発行件数	発行月	発行件数
4 月	5,512	1 0 月	7,062
5 月	5,471	1 1 月	6,326
6 月	355	1 2 月	6,311
7 月	100	1 月	6,150
8 月	7,203	2 月	6,141
9 月	7,263	3 月	6,383
合 計			64,277

催 告 書	
発行月	発行件数
7 月	2,007
1 1 月	3,187
2 月	5,047
合 計	10,241

5 保険給付

(1) 保険給付の種類

療養の給付	被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関等にマイナ保険証等を提出し、一部負担金を支払うことにより、次のような給付が受けられます。 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術、その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院、診療所への入院及び療養に伴う世話その他の看護 ＜一部負担金＞ <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>自己負担割合</th></tr><tr><td colspan="2">6歳(義務教育就学前)まで</td><td>2割</td></tr><tr><td colspan="2">6歳(義務教育就学後)以上70歳未満</td><td>3割</td></tr><tr><td rowspan="2">70歳以上74歳以下</td><td>一般</td><td>2割</td></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>3割</td></tr></table>	区 分		自己負担割合	6歳(義務教育就学前)まで		2割	6歳(義務教育就学後)以上70歳未満		3割	70歳以上74歳以下	一般	2割	現役並み所得者	3割													
区 分		自己負担割合																										
6歳(義務教育就学前)まで		2割																										
6歳(義務教育就学後)以上70歳未満		3割																										
70歳以上74歳以下	一般	2割																										
	現役並み所得者	3割																										
入院時食事療養費	入院時の食事の費用について支給します。ただし、被保険者が負担する標準負担額は1食単位で次のとおりです。 【70歳未満】 <table><tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担(1食)</th></tr><tr><td colspan="2">住民税非課税世帯以外</td><td>510円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯</td><td>90日以下</td><td>240円</td></tr><tr><td>91日以上</td><td>190円</td></tr></table> 【70歳以上74歳以下】 <table><tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担(1食)</th></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得</td><td rowspan="2">510円</td></tr><tr><td colspan="2">一 般</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得Ⅱ</td><td>90日以下</td><td>240円</td></tr><tr><td>91日以上</td><td>190円</td></tr><tr><td colspan="2">低所得Ⅰ</td><td>110円</td></tr></table> 〔所得区分〕(「5 保険給付」において共通) *1 住民税非課税：同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人 *2 現役並み所得：同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上74歳以下の被保険者がいる人 *3 一般：現役並み所得、低所得Ⅱ及び低所得Ⅰ以外の人 *4 低所得Ⅱ：70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人) *5 低所得Ⅰ：70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額を80万6,700円(令和7年7月までは80万円)として計算)を差し引いたときに0円となる人	所得区分		標準負担(1食)	住民税非課税世帯以外		510円	住民税非課税世帯	90日以下	240円	91日以上	190円	所得区分		標準負担(1食)	現役並み所得		510円	一 般		低所得Ⅱ	90日以下	240円	91日以上	190円	低所得Ⅰ		110円
所得区分		標準負担(1食)																										
住民税非課税世帯以外		510円																										
住民税非課税世帯	90日以下	240円																										
	91日以上	190円																										
所得区分		標準負担(1食)																										
現役並み所得		510円																										
一 般																												
低所得Ⅱ	90日以下	240円																										
	91日以上	190円																										
低所得Ⅰ		110円																										
療養費	緊急その他やむを得ない理由により、マイナ保険証等を提示できずに治療を受けた場合等、後日申請により一部負担金を除いた額を支給します。																											
訪問看護療養費	在宅療養患者に対し、医師の指示による訪問看護ステーション利用料について、一部負担金を除いた額を支給します。																											
移送費	緊急やむを得ない理由で、医師の指示により、移動が困難な重病人を移送した場合の費用の一部を、国民健康保険が認めた場合に支給します。																											

高額療養費	一部負担金が次に掲げる限度額を超えたとき、その超えた額が支給されます。			
	□ 70歳以上74歳以下の方の自己負担限度額(月額)			
	所得区分		外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)
	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)		252,600円＋(医療費総額－842,000円)×1% ＊(4回目以降 140,100円)	
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円＋(医療費総額－558,000円)×1% ＊(4回目以降 93,000円)	
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円＋(医療費総額－267,000円)×1% ＊(4回目以降 44,400円)	
	一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 ＊(4回目以降 44,400円)
	住民税非課税	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
		低所得Ⅰ		15,000円
	*1 同一世帯で過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額			
*2 外来分のみで計算した方が支給額が多くなる場合、入院分は計算対象から除外				
高額療養費	□ 70歳未満の自己負担限度額(月額)			
	所得区分		1か月の自己負担限度額	
	ア (旧ただし書所得901万円超)		252,600円＋(医療費総額－842,000円)×1% ＊(4回目以降 140,100円)	
	イ (旧ただし書所得600万円超 901万円以下)		167,400円＋(医療費総額－558,000円)×1% ＊(4回目以降 93,000円)	
	ウ (旧ただし書所得210万円超 600万円以下)		80,100円＋(医療費総額－267,000円)×1% ＊(4回目以降 44,400円)	
	エ (旧ただし書所得210万円以下)		57,600円 ＊(4回目以降 44,400円)	
	オ (住民税非課税)		35,400円 ＊(4回目以降 24,600円)	
	*1 同一世帯で過去12か月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額			
	*2 人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、HIV感染症の長期高額特定疾患患者の負担限度額は、10,000円(ただし上位所得者の人工透析については自己負担限度額は20,000円)			
	*3 同一世帯で、同一月内に同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)に対して支払った21,000円以上の一部負担金の合計額が上記限度額を超えたときに支給			
*4 70歳以上74歳以下の全ての一部負担金と70歳未満の21,000円以上の一部負担金を合算して限度額を超える額を支給(世帯合算)				
出産育児一時金		1件	500,000円	
葬祭費		1件	70,000円	
結核・精神医療給付費		感染予防医療法第37条の2(一般患者に対する医療)、自立支援医療(精神通院医療)制度などに定める公費医療に関する自己負担金(食事療養費に関するものを除く。)について支給します。 ・ 結核の一般医療(通院) 総医療費の5%(住民税非課税者) ・ 自立支援医療制度通院医療 自己負担10%(住民税非課税世帯)		

高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担の軽減を目的として、平成20年4月から「高額介護合算療養費」の制度が始まりました。 この制度では、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下表の限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給されるものです。		
	□ 合算時の世帯負担限度額表（年額）		
	【70歳未満】		
	所得区分		国民健康保険＋介護保険
	旧ただし書き所得901万円超		212万円
	旧ただし書き所得600万円超901万円以下		141万円
	旧ただし書き所得210万円超600万円以下		67万円
	旧ただし書き所得210万円以下		60万円
	住民税非課税		34万円
	【70歳以上74歳以下】		
	所得区分		国民健康保険＋介護保険
	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）		212万円
	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）		141万円
	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）		67万円
	一般		56万円
	住民税非課税	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円
	＊1 自己負担額には、医療保険・介護保険とも保険適用されないものは含まれない ＊2 70歳未満の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に21,000円以上のもののみ合算 ＊3 同じ世帯に70歳未満の方と70歳～74歳の方がいる場合は、まず70歳～74歳の方を計算し、なお残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算		

(2) 医療費の状況

年度	総医療費	一般	70才以上(再掲)	退職
2	16,960,521,816 (0.00%)	16,947,116,184 (0.00%)	5,495,798,038 (0.00%)	13,405,632 (0.00%)
3	17,065,924,778 (0.62%)	17,066,052,628 (0.70%)	6,212,417,113 (13.04%)	△ 127,850 (△100.95%)
4	16,801,604,218 (△1.55%)	16,801,604,218 (△1.55%)	5,979,971,642 (△3.74%)	0 (△100.00%)
5	16,522,544,535 (△1.66%)	16,522,544,535 (△1.66%)	5,737,254,505 (△4.06%)	0 (0.00%)
6	15,448,333,860 (△6.50%)	15,448,333,860 (△6.50%)	5,038,985,062 (△12.17%)	0 (0.00%)

※()内の数値は対前年伸び率

(3) 一人当たりの医療費の状況

年 度	総 医 療 費	一 般		退 職
			70歳以上（再掲）	
2	331,370円（△0.31%）	331,351円（△0.29%）	641,851円（△0.31%）	0円（皆減）
	48,614人（△4.72%）	48,614人（△4.68%）	9,033人（5.82%）	0人（皆減）
3	364,252円（9.92%）	364,255円（9.93%）	668,577円（4.16%）	0円（0.00%）
	46,852人（△3.62%）	46,852人（△3.62%）	9,292人（2.87%）	0人（0.00%）
4	371,783円（2.07%）	371,783円（2.07%）	684,286円（2.35%）	0円（0.00%）
	45,192人（△3.54%）	45,192人（△3.54%）	8,739人（△5.95%）	0人（0.00%）
5	377,261円（1.47%）	377,261円（1.47%）	715,815円（4.61%）	0円（0.00%）
	43,796人（△3.09%）	43,796人（△3.09%）	8,015人（△8.28%）	0人（0.00%）
6	356,956円（△5.38%）	356,956円（△5.38%）	692,739円（△3.22%）	0円（0.00%）
	43,278人（△1.18%）	43,278人（△1.18%）	7,274人（△9.25%）	0人（0.00%）

※各年度下段の数値は被保険者数（年度平均）

※（ ）内の数値は対前年伸率

(4) 受診率の状況

（単位：％）

年 度	全 体	一 般		退 職
			70歳以上（再掲）	
2	914.95（△9.07%）	914.95（△9.06%）	1,580.04（△10.00%）	- -
3	1,007.11（10.07%）	1,007.11（10.07%）	1,670.63（5.73%）	- -
4	1,027.11（1.99%）	1,027.11（1.99%）	1,725.04（3.26%）	- -
5	1,040.09（1.26%）	1,040.09（1.26%）	1,747.72（1.31%）	- -
6	1,013.83（△2.52%）	1,013.83（△2.52%）	1,778.17（1.74%）	- -

※（ ）内の数値は対前年伸率

$$\boxed{\text{受診率}} = \frac{\text{療養給付の診療件数（入院・入院外・歯科分）}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 100$$

(5) 高額療養費の状況

年度	件 数 (件)		金 額 (円)	
	一 般	退 職	一 般	退 職
2	32,999	4	1,765,053,631	201,312
3	33,083	0	1,860,703,346	0
4	32,750	0	1,812,092,066	0
5	32,344	0	1,850,164,042	0
6	29,942	0	1,706,008,182	0

(6) その他の保険給付の状況

年度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神医療給付金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
2	170	71,400,000	270	18,900,000	16,038	18,880,941
3	171	71,820,000	256	17,920,000	16,397	18,682,960
4	148	62,160,000	273	19,110,000	17,054	19,348,234
5	121	58,260,000	255	17,850,000	18,569	20,603,270
6	117	58,260,000	234	16,380,000	18,740	20,901,417
年度	傷病手当金※		※新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合で、その療養のため仕事をする事ができず給与等の支給がなかったとき、該当する期間について傷病手当金を支給していましたが、感染症法による取り扱いが「2類相当」から「5類」へ移行されたため、令和5年5月7日をもって支給対象期間を終了しました。 申請受付についても、対象日から時効の2年間を経過したため、終了しております。			
	件 数 (件)	金 額 (円)				
2	14	1,095,324				
3	31	1,958,221				
4	136	5,450,497				
5	5	122,353				
6	0	0				

(7) 不正・不当利得、第三者行為

不正利得… 偽り・その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付又は支払を受けた者に対し、直接、該当者よりその額を徴収します。

不当利得… 社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後、保険給付があった場合は、受診者本人より返還してもらいます。また、未成年であった場合は、世帯主に返還してもらいます。

第三者行為… 交通事故等、第三者の行為が原因の負傷や病気については、第三者（加害者）が損害賠償の責任の度合いに応じて医療費等を負担することが原則ですが、保険給付があった場合、荒川区は被保険者に代わって、その給付の価額の限度において、第三者に損害賠償を請求します。

不正・不当利得、第三者行為の状況（令和6年度）

区 分		調 定 額		徴 収 額		未 収 金 (円)	
		件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)		
不正利得	一 般	1	3,788	1	3,788	0	
	退 職	0	0	0	0	0	
	計	1	3,788	1	3,788	0	
不当利得	一 般	252	27,958,776	230	27,106,527	852,249	
	退 職	0	0	0	0	0	
	計	252	27,958,776	230	27,106,527	852,249	
第三者行為	一 般	一 般	15	7,849,998	15	7,849,998	0
		退 職	0	0	0	0	0
		計	15	7,849,998	15	7,849,998	0
	公害補償	一 般	12	522,418	12	522,418	0
		退 職	0	0	0	0	0
		計	12	522,418	12	522,418	0

(8) 一部負担金の減額・免除

災害を受けたときや、事業の倒産等により収入が著しく減少したときなど、一部負担金の支払が一時的に困難になった場合に適用されます。

一部負担金の減額・免除状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0

東日本大震災に伴う一部負担金の減額・免除状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)
2	0	0	46	202,306	46	202,306
3	0	0	55	250,386	55	250,386
4	0	0	106	395,628	106	395,628
5	0	0	86	276,762	86	276,762
6	0	0	134	890,762	134	890,762

6 保健事業

国民健康保険では、被保険者が病気にかからないように、また健康な毎日を過ごすことができるよう、疾病予防のための事業を行っています。

(1) 保養施設の開設（令和6年度）

① 日帰り温泉施設

施設名	利用料金(税込) ※		割引等	所在地
		通常料金	割引後の料金	
浅草ROXまつり湯	大人(中学生以上)	2,750円	1,925円	台東区浅草1-25-15 ROX7F TEL 03-3845-7526
	小人(4歳以上)	1,375円	960円	
東京染井温泉 Sakura	大人(中学生以上)	1,800円	1,580円	豊島区駒込5-4-24 TEL 03-5907-5566
	小人(6歳以上)	880円	割引はありません	
タイムズ スパ・レスト	一般利用 (11:00～のご利用)	3,150円	2,900円	豊島区東池袋4-25-9 タイムズステーション池袋10～12F(フロント11F) TEL 03-5979-8924
横浜みなとみらい 万葉倶楽部	大人(中学生以上)	2,950円	2,730円	神奈川県横浜市中区新港2-7-1 TEL 0570-07-4126
	小人(小学生以上)	1,540円	1,430円	
	3歳以上～未就学児	1,040円	割引はありません	

② 指定保養施設

被保険者の健康の保持増進を図るため、関東近県の温泉旅館等5ヶ所と指定契約をしています。

【利用状況】

地区		旅館名	利用者数
山形県	基点	クアハウス基点	0名
千葉県	岩井	民宿 忠兵衛	84名
神奈川県	三浦	ホテルマホロバ・マインズ三浦	7名
長野県	軽井沢	軽井沢ペンションラブラドル	0名
静岡県	蓮台寺	クアハウス石橋旅館	41名
利用者計			132名

(2) 医療費通知

被保険者に対し、健康や予防に関する意識の向上及び医療費の適正化を目的として、年1回、医療費の額を通知しています。

<通知内容>

- ① 受診年月に関する事
- ② 受診者に関する事
- ③ 入院・通院の日数(薬局は回数)に関する事
- ④ 医療費の額に関する事
- ⑤ 入院・通院・歯科・薬局及び柔道整復(接骨)の区別

<通知状況>

通知年月	診療月	通知発送数
令和7年2月	令和5年12月～令和6年11月	30,437

(3) 脳ドック受診費用助成

脳の疾患の発症を未然に防ぐため、脳ドック受診に係る経費の一部を助成しています。
(受診費用の半額を助成。上限2万円)

<助成状況>

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
2	84	1,163,700
3	95	1,332,900
4	248	3,270,800
5	329	4,108,200
6	274	3,736,900

(4) 糖尿病等重症化予防

被保険者の糖尿病の重症化の予防・遅延を図るため、糖尿病等重症化予防プログラムを実施しています。

糖尿病等重症化予防プログラムでは、約6か月間の保健指導(服薬管理、食事療法、運動療法等)を行っています。
(平成25年度から実施)

<実施状況>

年度	プログラム参加者(人)	プログラム修了者(人)
2	21	21
3	18	18
4	23	22
5	9	9
6	19	14

(5) ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者のうちで、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定額以上の薬代の軽減が見込まれる方に、新薬との差額を明記したジェネリック医薬品利用差額通知書を送付しています。

(平成25年度から実施)

<実施状況>

年度	延べ通知者数(人)	送付回数(回)
2	14,195	6
3	10,667	3
4	6,059	4
5	4,684	4
6	3,365	4

7 特定健診・特定保健指導事業

生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、誰もが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指します。

(1) 特定健康診査

① 内容

4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者とその予備軍の早期発見を重視した特定健康診査を実施しています。

＜令和6年度実施時期＞ 令和6年7月1日～11月30日

② 実施方法

受診希望者は、事前に区から郵送される受診券と保険証を区が健診を委託する荒川区医師会加盟の医療機関に持参し、個別に受診します。

③ 受診率(法定報告値)※令和6年度は速報値

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率
2	29,064	12,681	43.63%
3	28,038	12,748	45.47%
4	26,004	11,420	43.92%
5	24,851	10,740	43.22%
6	25,896	10,618	41.00%

(2) 特定保健指導

① 内容

特定健診の受診結果により保健指導対象者を選定し、個々の健康状態に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施しています。

＜令和6年度実施時期＞

令和6年11月上旬～令和7年9月末予定

② 実施方法

利用希望者は、区が保健指導を委託する保健指導機関に利用予約の上、事前に区から郵送される利用券と保険証を保健指導機関に持参し、保健指導を利用します。

③ 実施状況(法定報告値)※令和6年度は速報値

【利用率】(注1)

年度		対象者数(人)	利用者数(人)	利用率
2	動機付け支援	1,207	102	8.45%
	積極的支援	443	33	7.45%
3	動機付け支援	1,121	0	0.00%
	積極的支援	448	0	0.00%
4	動機付け支援	921	109	11.83%
	積極的支援	411	36	8.76%
5	動機付け支援	832	45	5.41%
	積極的支援	381	20	5.25%
6	動機付け支援	860	70	8.14%
	積極的支援	351	18	5.13%

(注1) 保健指導対象者のうち各支援を利用した方の割合

【実施率】(注2)

年度	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率
2	1,650	97	5.88%
3	1,569	41	2.61%
4	1,332	124	9.31%
5	1,213	60	4.95%
6	1,211	—	—

(注2) 保健指導対象者のうち最後まで参加した方(終了者)の割合

* 40歳以上で、4月2日から健診受診期限までの間の加入者を対象とする特定健診・特定保健指導に準じた健診・保健指導を同時実施しています。

* 保健指導の終了評価は、初回面談実施時から6か月後に行うこととなっています。

(令和3年度からは、3か月後)

8 経理

(1) 国民健康保険事業特別会計の決算（令和6年度）

【歳入】

（単位：円、％）

科 目	予算現額	収入済額	比較増減額	構成比
1 国民健康保険料	4,559,193,000	5,655,695,207	1,096,502,207	25.2
2 一部負担金	4,000	0	△ 4,000	0.0
3 使用料及び手数料	136,000	261,600	125,600	0.0
4 国庫支出金	736,000	11,900,000	11,164,000	0.1
5 都支出金	15,160,223,000	13,655,639,487	△ 1,504,583,513	60.9
6 繰入金	4,059,075,000	2,694,378,719	△ 1,364,696,281	12.0
7 繰越金	365,168,000	365,167,598	△ 402	1.6
8 諸収入	42,632,000	52,926,341	10,294,341	0.2
合 計	24,187,167,000	22,435,968,952	△ 1,751,198,048	100.0

【歳出】

（単位：円、％）

科 目	予算現額	支出済額	不用額	構成比
1 総務費	704,991,000	655,908,740	49,082,260	3.0
2 保険給付費	15,022,057,000	13,146,526,434	1,875,530,566	59.7
3 国民健康保険事業費納付金	7,591,212,000	7,591,209,365	2,635	34.5
4 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
5 共同事業拠出金	3,000	0	3,000	0.0
6 保健事業費	35,497,000	26,235,510	9,261,490	0.1
7 特定健診・特定保健指導事業費	230,731,000	186,031,293	44,699,707	0.8
8 諸支出金	440,651,000	414,943,850	25,707,150	1.9
9 予備費	162,024,800	0	162,024,800	0.0
合 計	24,187,167,800	22,020,855,192	2,166,312,608	100.00

【令和7年度への繰越金】

415,113,760 円

(2) 国民健康保険事業特別会計決算額の推移

(単位:円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	差引繰越額
2	22,444,368,612	22,028,325,265	416,043,347
3	23,012,053,296	22,631,297,746	380,755,550
4	22,919,747,934	22,701,247,234	218,500,700
5	23,060,556,308	22,695,388,710	365,167,598
6	22,435,968,952	22,020,855,192	415,113,760

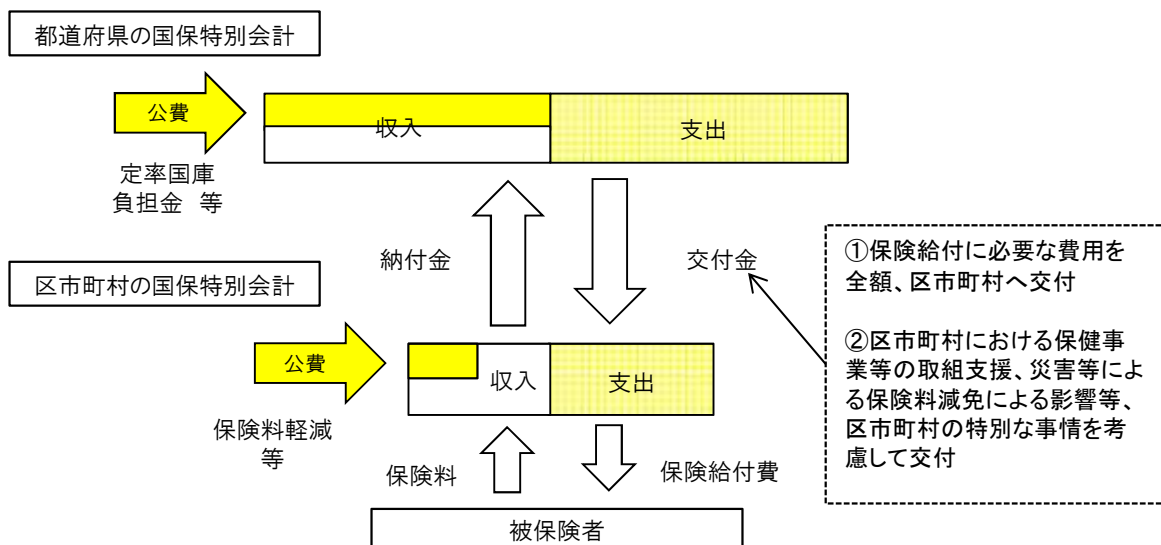
(3) 国民健康保険事業特別会計の財政運営等

① 平成30年度以降の国保財政のしくみ

～三位一体改革関連法案の施行に伴う区市町村国保に係る財政の枠組み～

○ 財政安定化支援事業	○ 国財政調整交付金 (9%)
○ 保険料等 〔特別高額医療費共同事業〕 高額医療費負担金 〔保険者努力支援制度〕	
○ 未就学児均等割保険料軽減 国 (1/2) 都 (1/4) 区市町村 (1/4)	○ 療養給付費等負担金 (定率国庫負担) (32%)
○ 産前産後保険料免除制 国 (1/2) 都 (1/4) 区市町村 (1/4)	
○ 保険者支援制度 国 (1/2) 都 (1/4) 区市町村 (1/4)	
○ 保険基盤安定事業 都 (3/4) 区市町村 (1/4)	○ 都繰入金 (9%)
50%	50%

② 都道府県国保特別会計と区市町村国保特別会計の関係



< 歳 出 >

【 国民健康保険事業費納付金 】

➤ 国民健康保険事業費納付金

平成30年度国保制度改正に伴い、区市町村に加えて新たに東京都が国保財政運営の責任主体となりました。都は、区市町村の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を全額支払う役割を担い、その財源として、国や都の法定の公費負担等を充てるほか、区市町村の医療費水準や被保険者の所得水準により区市町村ごとの納付金額を都が算定し、合わせて納付金を納めるための標準保険料率を示すことになりました。

各区市町村は、都から示された標準保険料率を参考にして保険料率を決定します。また、収納した保険料等を財源として、事業費納付金を都に納付します。

※ 平成30年度以降も、荒川区では、特別区統一標準保険料率を採用

< 歳 入 >

【 都支出金 】

平成30年度国保制度改正に伴い、区市町村で保険給付等に必要な費用の全額が東京都から区市町村に保険給付費等交付金として交付されることになりました(普通交付金)。また、各区市町村の特殊な事情等に応じて活用される分が交付されます(特別交付金)。

➤ 保険給付費等交付金(普通交付金)

保険給付等の実績に応じて、費用の全額が東京都から区市町村へ交付されます。普通交付金は現物給付分、現金給付分、審査支払手数料等の合計額となります。

➤ 保険給付費等交付金(特別交付金)

区市町村における保健事業の支援や、災害等による保険料の減免額等が多額である等、各区市町村の特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、以下の4項目に分類されます。

① 特別調整交付金

国の特別調整交付金のうち、各区市町村分の交付金が交付されます。

② 都繰入金2号分

都道府県繰入金のうち、個別の区市町村の事情に応じた交付金が交付されます。

③ 保険者努力支援制度交付金

都道府県・区市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じて交付される制度です。区には、区での取組状況等に応じた支援分が交付されます。

④ 特定健康診査等負担金分

平成20年4月から、保険者はメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施と、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対する特定保健指導の実施が義務付けられました。

この特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を、国、都及び区で負担することとなっており、国及び都分が合算されて区に交付されます。

【 国庫支出金 】

平成30年度国保制度改正に伴い、財政調整交付等の国庫支出金は、一旦東京都に交付され、都が調整等を行った後、保険給付費等交付金として区に交付されることとなりました。

現在、国庫支出金として国から区に直接交付されているものとしては、災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等があります。

【 繰入金 】

国民健康保健事業特別会計の歳入は、保険料、都道府県支出金及び法令に基づく一般会計からの繰入金(法定内繰入)によることを原則としています。

ただし、特別区においては、国保制度改革に伴う独自の激変緩和措置の実施による収入不足分をはじめとする財源不足額を、一般会計からの繰入れ(法定外繰入)で補填しています。

なお、これら繰入金のうち区負担分は、原則として特別区財政調整交付金の算定において需要算入されています。

➤ 保険基盤安定負担金繰入金

① 保険料軽減分

低所得者に対する保険料軽減相当額については、都が4分の3、区が4分の1を負担することになっています(国民健康保険法第72条の3)。この都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

② 保険者支援分

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料収納額の一定割合を国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1を負担することになっています(国民健康保険法附則第24条)。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

➤ 未就学児均等割保険料繰入金

未就学児の均等割保険料を5割減額する分について、国が1/2、都と区が1/4ずつ負担することになっています(国民健康保険法第72条の3の2)。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

➤ 産前産後保険料繰入金

出産に係る産前産後期間相当分(4ヶ月分)の均等割保険料と所得割保険料を免除する分について、国が1/2、都と区が1/4ずつ負担することになっています(国民健康保険法第72条の3の3)。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

➤ 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金に係る経費を一般会計から繰入れるものです。繰入れの対象となる経費は、出産育児一時金支給基準額(令和7年4月1日現在:50万円)の3分の2に相当する額です。

➤ その他繰入金

保険料軽減による収入不足分、保健事業等に係る経費を一般会計から繰入れるものです。

9 国保のあゆみ

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
昭和 33. 12	国民健康保険制度 （世帯主・家族5割給付）				
34. 12		特別区において国民健康保険発足 （世帯主7割・家族5割給付）	均等割 600円 所得割 95/100 限度額 50,000円	1,500円	2,500円
36. 4	国民皆保険達成				
37. 12		助産費改定		2,000円	
38. 4		結核予防法34・35条、精神衛生法 29条適用の医療の無料化実施	38年度のみ 均等割 500円		
10	世帯主 7割給付実施 保険料減額賦課制度新設				
12		保険料減額賦課実施(38.4 適用)			
39. 4		助産費、葬祭費改定		3,000円	3,000円
40. 1		家族 7割給付実施			
41. 4		保険料所得割額の賦課基準を区民税額 から住民税額（区＋都）に変更			
10		保険料所得割改定	所得割 112/100		
42. 4	永住許可の大韓民国人と外国人 世帯の日本人の国保適用	（左に同じ）			
11	住民基本台帳法制度（資格の得喪 に関する規定の改正）				
43. 1	家族 7割給付達成				
4		育児手当金新設(2,000円)			
44. 8		精神衛生法32条適用の医療の無料化 実施			
9		助産費改定		10,000円	
12		都の老人医療無料化実施（70歳以上）			
45. 4		葬祭費改定			5,000円
48. 1	国の老人医療無料化実施 （70歳以上）	外国人（外国人登録）の国保適用			
7		都の老人医療無料化適用年齢の拡大 （65歳以上）			
12		高額療養費支給制度新設(30,000以上)			
49. 4		助産費、葬祭費改定		20,000円	10,000円
10		保険料（所得割）特別減免制度実施 保険料限度額改定	限度額 80,000円		
50. 10	高額療養費法定給付実施 （30,000円以上）				
51. 4		保険料、助産費改定	均等割 2,400円 限度額 120,000円	40,000円	
8	高額療養費限度額改定 （39,000円以上）	（左に同じ）			
10		保険料（均等割）特別減免制度実施 （51. 4から適用）			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
53. 4		保険料、助産費、葬祭費改定	均等割 4,800円 限度額 120,000円	60,000円	20,000円
6		高額療養費等資金貸付制度発足 （荒川区福祉課援護係が担当）			
55. 4		保険料改定(算定に医療費対応方式採用) 助産費、葬祭費改定	均等割 6,000円 所得割 122/100 限度額 220,000円	80,000円	30,000円
56. 4		保険料改定	均等割 8,400円 所得割 118/100 限度額 240,000円		
57. 3		医療費通知制度実施			
4		当該年度住民税額賦課方式の採用 保険料、助産費改定	均等割 9,000円 所得割 107/100 限度額 260,000円	100,000円	
9	高額療養費限度額改定 （45,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
58. 1	高額療養費限度額改定 （51,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
2	老人保健法施行(70歳以上と65歳 以上70歳未満のねたきり老人) 一部負担金 ・外来 1日につき400円 ・入院 1日につき300円 （ただし、2ヶ月まで）	（左に同じ）			
59. 4		保険料限度額改定	限度額 280,000円		
10	退職者医療制度発足 本人 8割給付 家族 入院 8割給付 通院 7割給付 高額療養費支給制度改正 ・限度額 51,000円措置 （非課税世帯のみ30,000円） ・12ヶ月間に4回以上の支給を 受ける場合、4回目から30,000 円（非課税世帯21,000円）	（左に同じ）			
60. 4		保険料限度額改定	限度額 310,000円		
61. 4		保険料（均等割、限度額）、 助産費葬祭費改定	均等割 12,000円 限度額 350,000円	130,000円	50,000円
5	高額療養費限度額改定 （54,000円以上、非課税世帯は 据置）	（左に同じ） 運営協議会に、被用者保険等保険者 代表委員が加わる。（2名）			
62. 1	老健法 一部負担金改定 ・外来 1月につき800円 ・入院 1月につき400円 （ただし、非課税世帯で老健福祉 年金受給者は2ヶ月を限度として1 日につき300円） 老健法、加入者按分率の引き上げ 44.7%→80%	（左に同じ）			
4		保険料限度額改定	限度額 370,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
63. 4		保険料限度額改定	限度額 390,000円		
6	保険基盤安定制度・高医療費指定市町村制度の創設				
平成 元. 4		保険料（均等割、限度額）改定	均等割 14,400円 限度額 400,000円		
6	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 57,000円 （非課税世帯 31,800円） ・ 12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から33,000円（非課税世帯22,200円）	（左に同じ）			
2. 4	老健法、加入者按分率 100%に	保険料限度額改定	限度額 420,000円		
3. 5	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 60,000円 （非課税世帯 33,600円） ・ 12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から34,800円（非課税世帯23,400円）	（左に同じ）			
4. 1	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき900円 ・ 入院 1月につき600円	（左に同じ）			
4		保険料（均等割、限度額）改定 助産費改定	均等割 16,800円 限度額 440,000円	240,000円	
5. 4	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,000円 ・ 入院 1月につき 700円	（左に同じ） 保険料限度額改定	限度額 460,000円		
5	高額療養費限度額改定 ・ 限度額 63,000円 （非課税世帯 35,400円）	（左に同じ）			
6. 4		保険料限度額改定	限度額 500,000円		
7		保険料（均等割・所得割改定 4月実施） （住民税減税により6年度限り）	均等割 15,900円 所得割 133.7/100		
10	入院時食事療養費制度創設 〈標準負担額〉 一般世帯 1日600円 非課税世帯 ・ 90日までの入院 1日450円 ・ 90日を超える入院 1日300円 ・ 老齢福祉年金受給 1日200円 出産育児一時金の創設 （助産費・育児手当金の統合） 付添看護療養費の廃止 （平成7年度末までの経過措置） 訪問看護療養費の創設	（左に同じ）		（出産育児一時金） 300,000円	
7. 4	老健法、一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,010円	（左に同じ） 保険料所得割改定	均等割 16,800円 所得割 119/100		
7	精神医療・結核医療保険優先化実施	結核・精神医療給付金の創設			
8. 4	老健法 一部負担金改定 ・ 外来 1月につき1,020円 ・ 入院 1日につき 710円	（左に同じ）	均等割 19,500円 所得割 155/100 限度額 520,000円		
6	高額療養費限度額改定 限度額 63,000円（課税世帯）	（左に同じ）			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
8. 10	入院時食事療養費標準負担額改定	（左に同じ）			
9. 4		保険料（均等割、所得割）葬祭費改定	均等割 22,500円 所得割 162/100		60,000円
9	一部負担金（外来薬剤）改定 ・内服薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類 0円 2～3種類 30円 4～5種類 60円 6種類以上 100円 ・外用薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円 ・頓服薬（投薬ごとに） 1種類につき 10円 老健法 一部負担金改定 ・外来 1回500円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院 1日につき1,000円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
10. 4	老健法一部改定 ・入院 1日につき1,100円	保険料（均等割、所得割、限度額）改定 出産育児一時金、葬祭費改定	均等割 26,100円 所得割 187/100 限度額 530,000円	350,000円	70,000円
11. 4	一部負担金（外来薬剤）改定 老健法 一部負担金改定 ・外来 1回530円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院 1日につき1,200円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
12. 4	介護保険法施行	特別区国民健康保険事業調整条例廃止 保険料（医療給付費分）改定（所得割） 保険料（介護納付金分）～介護第2号～賦課徴収開始	保険料（医療給付費分） 均等割 26,100円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 7,200円 所得割 21/100 限度額 70,000円		
13. 1	高額療養費限度額変更 入院時食事療養費標準負担額改定 海外療養費の創設 住所地特例 老健法 一部負担金改定 ・入院一部負担金 医療費の1割 ・入院時食事療養費標準負担額改定 ・外来薬剤一部負担金 廃止 ・老人訪問看護療養費 定率負担 定額負担 ・高額医療費				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
13. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 27,300円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 8,100円 所得割 25/100 限度額 70,000円		
11		荒川区国民健康保険出産費資金貸付条例施行			
14. 4	老健法 一部負担金改正 ※外来一部負担金 ・ 病院 医療費の1割 ・ 診療所 医療費の1割 または1日850円 ・ 老人訪問介護療養費 定率負担、定額負担		保険料（医療給付費分） 均等割 27,300円 所得割 194/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 7,800円 所得割 25/100 限度額 70,000円		
10	一部負担金割合の改正 ・ 70歳以上 医療費の1割 （一定以上所得者は2割） ・ 3歳未満 医療費の2割 高齢受給者証の交付 70歳以上に「高齢受給者証」 高額療養費の自己負担額変更 老人保険制度の対象年齢引き上げ （75歳以上）経過措置有り ・ 一部負担金割合の改正 ・ 高額医療費の自己負担限度額 変更				
15. 4	国民健康保険法・施行令改正 退職被保険者等一部負担金改定 ・ 3歳未満 2割 ・ 3歳以上70歳未満 3割 ・ 70歳以上75歳未満 一定以上所得者 2割 その他 1割 外来薬剤一部負担金の廃止 70歳未満高額療養費自己負担限度額見直し 結核・精神医療給付金の見直し （非課税者のみを対象）	被保険者証の個人カード化	保険料（医療給付費分） 均等割 29,400円 所得割 204/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 9,000円 所得割 31/100 限度額 70,000円		
6		保険料暫定賦課廃止に伴う保険料納付回数の変更（12回→10回）			
16. 4	医療費改定 薬価基準 1.0% 引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割 30,200円 所得割 208/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 10,800円 所得割 40/100 限度額 80,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
17. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 32,100円 所得割 208/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 50/100 限度額 80,000円		
18. 4	診療報酬の改定 3.16% 引下げ 入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 33,300円 所得割 182/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 46/100 限度額 80,000円		
10	退職被保険者等一部負担金改定 ・ 70歳以上75歳未満 一定以上所得者 3割 保険財政共同安定化事業創設				
19. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 35,100円 所得割 124/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 32/100 限度額 90,000円		
20. 4	後期高齢者医療制度開始 特定健診・特定保健指導開始 高額医療・高額介護合算制度創設		保険料（医療給付費分） 均等割 28,800円 所得割 90/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,100円 所得割 27/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 25/100 限度額 90,000円	380,000円 (21.1より)	
21. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 27,600円 所得割 68/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 9,600円 所得割 26/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 22/100 限度額 100,000円	420,000円 (21.10より)	

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
10	出産一時金等の医療機関等への直接支払制度開始				
22. 4	診療報酬の改定 0.19%引上げ ・診療報酬本体改定 1.55%引上げ ・薬価等改定 1.36%引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割 31,200円 所得割 80/100 限度額 500,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,700円 所得割 23/100 限度額 130,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 22/100 限度額 100,000円		
23. 3	東日本大震災被災者への措置 ・保険料の減免 ・医療費の一部負担金等の免除				
4	保険料賦課方式の変更 ・住民税方式→旧ただし書き方式 70歳以上75歳未満の負担金（2割）23年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担 出産育児一時金（420,000円）恒久措置へ		保険料（医療給付費分） 均等割 31,200円 所得割 6.13% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,700円 所得割 1.96% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 1.44% 限度額 120,000円		
24. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）24年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 30,000円 所得割 6.28% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,200円 所得割 2.23% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,100円 所得割 1.67% 限度額 120,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
25. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）25年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 30,600円 所得割 6.02% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.34% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,000円 所得割 1.82% 限度額 120,000円		
26. 4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている人は1割負担に据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 32,400円 所得割 6.30% 限度額 510,000円 ----- 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.17% 限度額 160,000円 ----- 保険料（介護納付金分） 均等割 15,300円 所得割 1.85% 限度額 140,000円		
26. 8	高額療養費・高額介護合算療養費70歳未満限度額変更				
27. 1	高額療養費70歳未満限度額変更				
4			保険料（医療給付費分） 均等割 33,900円 所得割 6.45% 限度額 520,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 1.98% 限度額 170,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.65% 限度額 160,000円		
5	医療保険制度改革関連法の成立				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
28. 4	入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 35,400円 所得割 6.86% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.02% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.61% 限度額 160,000円		
29. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 38,400円 所得割 7.47% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 11,100円 所得割 1.96% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.57% 限度額 160,000円		
8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				
10	入院時生活療養費改定				
30. 4	国民健康保険制度改革の実施 入院時生活療養費改定 入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 39,000円 所得割 7.32% 限度額 580,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,000円 所得割 2.22% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.59% 限度額 160,000円		
8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
31. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 39,900円 所得割 7.25% 限度額 610,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,300円 所得割 2.24% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.50% 限度額 160,000円		
令和 2. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 39,900円 所得割 7.14% 限度額 630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,900円 所得割 2.29% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.63% 限度額 170,000円		
6	新型コロナウイルス感染症の影響 への措置 ・保険料の減免 ・傷病手当金の支給				
3. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 38,800円 所得割 7.13% 限度額 630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 13,200円 所得割 2.41% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 17,000円 所得割 1.98% 限度額 170,000円		
4. 4	未就学児均等割保険料2分の1軽減開始		保険料（医療給付費分） 均等割 42,100円 所得割 7.16% 限度額 650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 13,200円 所得割 2.28% 限度額 200,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,600円 所得割 1.91% 限度額 170,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
5. 4		国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止 高額療養費支払費用貸付制度の廃止	保険料（医療給付費分） 均等割 45,000円 所得割 7.17% 限度額 650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 15,100円 所得割 2.42% 限度額 220,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,200円 所得割 1.87% 限度額 170,000円	500,000円	
6. 1	産前産後期間相当分の保険料免除開始				
4			保険料（医療給付費分） 均等割 49,100円 所得割 8.69% 限度額 650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 16,500円 所得割 2.80% 限度額 240,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,500円 所得割 2.01% 限度額 170,000円		
6	入院時食事療養費標準負担額改定				
7. 4	入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 47,300円 所得割 7.71% 限度額 660,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 16,800円 所得割 2.69% 限度額 260,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 16,600円 所得割 2.10% 限度額 170,000円		

（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	500,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		32,583				
被 保 険 者 数	総数	42,256	853	11,797	6,099	784
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	42,256	853	11,797	6,099	784

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		33,204				
被 保 険 者 数	総数	43,278	823	12,357	6,492	782
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	43,278	823	12,357	6,492	782

	本年度末現在	年度平均		年度平均
介護保険第2号被保険者数	14,518	14,797	標準負担額の減額状況	978
介護保険第2号世帯数	12,837	13,054		
	本年度末現在	年度平均		本 年 度 中
特 定 世 帯 数	0	0	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	56
特 定 継 続 世 帯 数	0	0		

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		7,140	4,709	5,595	108	116	0	339	13,298
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		4,545	1,745	5,933	251	271	1,964	1,299	14,263

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	48	0	48		1	0

様式 1 4 （市町村） 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（市町村）
○経理状況
1. 収支状況及び資産・負債等の状況
〔1〕収入状況及び支出状況

都 道 府 県 名				東京都			
保 険 者 名				荒川区			
都道府県・保険者番号				1 : 3 : - : 0 : 1 : 8			
収 入		入		支 出		出	
科 目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
保 険 料 ハ税 V	一般被保険者分	円	円	保 險 給 付 費	総 務 費	円	円
	医療給付費分	3,929,531,123			療養給付費	655,908,740	
	後期高齢者支援金分	1,287,131,069	1,287,131,069		療 養 費	11,116,788,838	
	介護納付金分	439,033,015	439,033,015		小 計	157,986,045	
	一般被保険者分計	5,655,695,207	1,287,131,069		高額療養費	11,274,774,883	
	医療給付費分	0			高額介護合算療養費	1,710,509,020	
	後期高齢者支援金分	0	0		移 送 費	3,300,211	
	介護納付金分	0	0		出産育児諸費	0	
	退職被保険者等分計	0	0		葬 祭 諸 費	59,127,140	
	計	5,655,695,207	1,287,131,069		育 児 諸 費	16,380,000	
都 道 府 県 支 出 金 ハ特別交付金 V	国 庫 支 出 金	11,900,000		保 險 給 付 費	そ の 他	20,941,561	
	保険給付費等交付金（普通交付金）	13,354,066,487			一般被保険者分計	13,085,032,815	
	保険者努力支援分	58,663,000			療養給付費	0	
	特別調整交付金分	48,658,000			療 養 費	0	
	都道府県繰入金（2号分）	150,518,000			小 計	0	
	特定健康診査等負担金	43,734,000			高額療養費	0	
	保険給付費等交付金（特別交付金）計	301,573,000			高額介護合算療養費	0	
	財政安定化基金交付金	0			移 送 費	0	
	そ の 他	0			退職被保険者等分計	0	
	計	13,655,639,487			審査支払手数料	61,493,619	
一 般 会 計 繰 入 金	連 合 会 支 出 金	0		事 業 費	計	13,146,526,434	
	保険基盤安定（保険料（税）軽減分）	893,663,230	208,333,950		一般被保険者分	5,376,390,489	
	保険基盤安定（保険者支援分）	498,664,230	116,004,961		退職被保険者等分	0	
	未就学児均等割保険料（税）	19,810,199	4,982,783		医療給付費分計	5,376,390,489	
	職員給与費等	511,117,000			一般被保険者分	1,629,994,239	1,629,994,239
	産前産後保険料（税）	4,818,060	1,162,974		退職被保険者等分	0	0
	出産育児一時金等	40,084,000			後期高齢者支援金等分計	1,629,994,239	1,629,994,239
	財政安定化支援事業	0			介護納付金分	584,824,637	584,824,637
	そ の 他	726,222,000			計	7,591,209,365	1,629,994,239
	計	2,694,378,719	330,484,668		財政安定化基金拠出金	0	
一 般 会 計 繰 入 金	直 診 勘 定 繰 入 金	0		保 健 事 業 費	保 健 事 業 費	26,235,510	
	そ の 他 の 収 入	53,187,941			特定健康診査等事業費	186,031,293	
					健康管理センター事業費	0	
					計	212,266,803	
					保険給付費等交付金償還金	321,687,601	
					直 診 勘 定 繰 出 金	0	
					そ の 他 の 支 出	93,256,249	0
	小 計（単年度収入）A	22,070,801,354	1,617,615,737		小 計（単年度支出）B	22,020,855,192	1,629,994,239
					単 年 度 収 支 差（A-B）	49,946,162	-12,378,502
							-46,071,141
基 金 繰 入 金 C		0		基 金 積 立 金 F		0	
繰 越 金 D		365,167,598		前年度繰上充用金 G		0	
市 町 村 債 E		0		公 債 費 H		0	
うち財政安定化基金貸付金		0		うち財政安定化基金償還金		0	
収 入 合 計（A+C+D+E）		22,435,968,952		支 出 合 計（B+F+G+H）		22,020,855,192	
				収支差引残（収入合計-支出合計）		415,113,760	
				うち次年度への繰越金 I		415,113,760	
				うち基金積立金 J		0	

〔2〕基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）	K	0	市 町 村 債 残 高	0
基 金 繰 入 金	C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基 金 積 立 金	F	0		
収支差引残のうち基金積立金	J	0		
そ の 他 増 加 額	L	0		
そ の 他 減 少 額	M	0		
基 金 保 有 額（K-C+F+J+L-M）		0		

〔3〕資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額（円）	科 目	金額（円）
基 金 保 有 額 a	0	繰上充用金（当年度赤字額） e	0
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	415,113,760	市 町 村 債 残 高 f	0
貸 付 金 等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
そ の 他 の 資 産 d	0	そ の 他 の 負 債 g	0
資 産 合 計（a+b+c+d）	415,113,760	負 債 合 計（e+f+g）	0
		純 資 産（資産合計 - 負債合計）	415,113,760

様式 1 4 （市町村） （つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（１）（続）（市町村）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	5,786,707,353	5,332,199,986	14,108,561	9,678,759	444,828,608	12,264,122
	滞納繰越分	668,632,591	308,188,167	1,198,493	118,277,641	242,166,783	13,488,598
	計	6,455,339,944	5,640,388,153	15,307,054	127,956,400	686,995,391	25,752,720

3. 保険給付費等支払状況（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分 療養給付費 療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 移送費 その他の保険給付費	療養給付費	計	11,085,345,454	11,116,788,838	29,200,151	2,243,233	0
		現年度分(再掲)	11,085,345,454	11,116,788,838	29,200,151	2,243,233	0
	療養費	計	157,783,350	157,986,045	202,695	0	0
		現年度分(再掲)	157,783,350	157,986,045	202,695	0	0
	高額療養費		1,706,008,182	1,710,509,020	4,336,498	164,340	0
	高額介護合算療養費		3,242,003	3,300,211	58,208	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		96,025,997	96,448,701	606,437	513,707	697,440

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
9.40	0.00	56,680	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.93	0.00	17,221	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.40	0.00	17,395	0

5. 備考

収 納 率			
現年分	滞納繰越分	計	
92.34 %	47.04 %	87.73 %	

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額	
千円 5, 671, 748	千円 634, 765	千円 14, 192	千円 807	千円 188	千円 242	千円 890, 594	1 増・②減	千円 107, 181	千円 4, 023, 779	
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3, 516, 651	千円 0	千円 2, 155, 097	千円 0	% 8. 69	% 0. 00	円 49, 100	円 0			
62. 00 %	0. 00 %	38. 00 %	0. 00 %							
課税対象額		課税対象	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 40, 467, 785	千円 0	33, 399	17, 659	638	29	5	13	862	43, 892	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号		増減額	保険料 (税) 調定額
千円 1, 857, 316	千円 213, 312	千円 4, 769	千円 270	千円 62	千円 80	千円 265, 118	1 増・②減	千円 55, 219	千円 1, 318, 486	
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1, 133, 098	千円 0	千円 724, 218	千円 0	% 2. 80	% 0. 00	円 16, 500	円 0			
61. 01 %	0. 00 %	38. 99 %	0. 00 %							
課税対象額		課税対象	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数								
千円 40, 467, 785	千円 0	33, 399	17, 659	638	29	5	13	664	43, 892	千円 240
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他		

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保 険 者 名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4 方式	(2) 3 方式	③ 2 方式	(4) その他		保険料 (税) 徴収回数	回 10		
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減額 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額			
千円 637,783	千円 67,417	千円 0	千円 4	千円 0	千円 26	千円 113,258	1 増・②減	千円 12,635	千円 444,443			
保険料 (税) 算定額内訳					料 (税) 率							
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 388,633	千円 0	千円 249,150	千円 0	2.01	%	%	円 16,500	円 0				
60.93 %	0.00 %	39.07 %	0.00 %									
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料 (税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料 (税) 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額		
所得割	資産割		千円 19,334,956	千円 0	13,307	6,346	0	1	0	7	351	15,100
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他			
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他				

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	693,326	15,231,145,393	11,085,345,454	3,593,144,913	552,655,026
食事療養・生活療養（再掲）	7,066	191,024,125	101,075,155	89,273,100	675,870
食事療養・生活療養	0		0	0	0
診療費	1,072	21,555,698	15,533,781	873,305	5,148,612
補装具	347	14,210,379	10,571,192	2,952,634	686,553
柔道整復師	15,748	124,930,724	90,494,744	33,283,349	1,152,631
アンマ・マッサージ	966	37,538,930	27,294,157	9,469,389	775,384
ハリ・キウウ	1,324	18,952,736	13,889,476	4,986,503	76,757
その他の	0	0	0	0	0
小計	19,457	217,188,467	157,783,350	51,565,180	7,839,937
海外療養費（再掲）	36	4,182,980	2,427,560	1,524,576	230,844
移送費	0	0	0	0	0
計	712,783	15,448,333,860	11,243,128,804	3,644,710,093	560,494,963

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	327,442	7,827,455,885	5,899,406,756	1,810,291,671	117,757,458
食事療養・生活療養（再掲）	3,803	100,455,185	49,779,555	50,671,030	4,600
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	7,807	99,247,961	75,072,608	22,665,416	1,509,937
海外療養費（再掲）	8	196,180	150,800	25,898	19,482
移送費	0	0	0	0	0
計	335,249	7,926,703,846	5,974,479,364	1,832,957,087	119,267,395

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	181,904	4,465,585,885	3,555,766,620	866,674,044	43,145,221
食事療養・生活療養（再掲）	2,262	60,025,818	31,292,848	28,732,970	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	4,276	56,642,427	45,249,593	10,997,215	395,619
海外療養費（再掲）	7	134,740	107,792	7,466	19,482
移送費	0	0	0	0	0
計	186,180	4,522,228,312	3,601,016,213	877,671,259	43,540,840

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	22,913	511,882,220	356,960,288	148,952,172	5,969,760
食事療養・生活療養（再掲）	198	3,438,720	1,049,820	2,388,900	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	465	4,874,530	3,412,052	1,462,478	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	23,378	516,756,750	360,372,340	150,414,650	5,969,760

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	15,747	148,663,706	118,567,658	2,183,098	27,912,950
食事療養（再掲）	79	703,116	199,186	421,470	82,460
食事療養	0		0	0	0
療養費	74	944,326	755,122	-190,587	379,791
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	15,821	149,608,032	119,322,780	1,992,511	28,292,741

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	1,519	11,139	2,361	3,629	4,679	4,668	1,947	29,942	17,333
	高額療養費（円）	43,308,369	103,996,657	246,100,314	290,675,777	741,310,277	135,469,371	145,147,417	1,706,008,182	1,547,946,619
〈再掲〉 前期 高齢者分	件 数	778	10,430	882	1,528	2,636	3,878	990	21,122	
	高額療養費（円）	19,440,697	86,784,229	100,872,126	123,630,009	410,201,573	103,133,366	51,974,416	896,036,416	
〈再掲〉 70歳以上 一般分	件 数	280	9,912	168	754	1,668	3,548	761	17,091	
	高額療養費（円）	4,250,561	74,113,661	16,257,328	56,965,676	214,504,386	87,117,417	28,559,622	481,768,651	
〈再掲〉 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	56	136	35	110	104	16	46	503	
	高額療養費（円）	2,200,030	3,712,888	7,986,359	8,246,960	30,941,977	780,654	3,633,396	57,502,264	
〈再掲〉 未就学児分	件 数	0	27	0	0	54	4	6	91	
	高額療養費（円）	0	232,605	0	0	986,146	69,402	1,146,144	2,434,297	
長期高額特定疾病該当者数								169 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	104
給付額（円）	3,242,003

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数（件）	117	234	0	0	18,740	19,091
給付額（円）	58,260,000	16,380,000	0	0	20,901,417	95,541,417

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,504 ^件	108,765 ^日	5,134,670,061 ^円
	入院外	350,664	536,620	5,822,944,644
	歯科	80,596	131,405	1,058,022,015
	小計	438,764	776,790	12,015,636,720
調剤		250,490	(295,858 枚)	2,694,987,608
食事療養・生活療養		(7,066)	(278,301 回)	191,024,125
訪問看護		4,072	29,413	329,496,940
合計		693,326	806,203	15,231,145,393

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,972 ^件	56,668 ^日	2,875,602,557 ^円
	入院外	167,253	266,318	2,945,465,141
	歯科	36,013	58,972	459,404,700
	小計	207,238	381,958	6,280,472,398
調剤		118,941	(139,111 枚)	1,327,410,592
食事療養・生活療養		(3,803)	(144,316 回)	100,455,185
訪問看護		1,263	10,498	119,117,710
合計		327,442	392,456	7,827,455,885

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,371 ^件	34,086 ^日	1,723,541,817 ^円
	入院外	92,572	149,752	1,626,701,510
	歯科	19,714	32,207	253,825,920
	小計	114,657	216,045	3,604,069,247
調剤		66,534	(78,205 枚)	729,125,000
食事療養・生活療養		(2,262)	(86,210 回)	60,025,818
訪問看護		713	6,428	72,365,820
合計		181,904	222,473	4,465,585,885

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	213 ^件	2,183 ^日	181,375,690 ^円
	入院外	11,886	18,573	198,637,740
	歯科	2,588	4,196	31,048,540
	小計	14,687	24,952	411,061,970
調剤		8,180	(9,520 枚)	93,251,470
食事療養・生活療養		(198)	(4,937 回)	3,438,720
訪問看護		46	380	4,130,060
合計		22,913	25,332	511,882,220

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	114 ^件	581 ^日	31,106,990 ^円
	入院外	8,160	11,863	76,586,480
	歯科	906	1,099	9,157,860
	小計	9,180	13,543	116,851,330
調剤		6,541	(8,762 枚)	29,070,120
食事療養		(79)	(1,055 回)	703,116
訪問看護		26	176	2,039,140
合計		15,747	13,719	148,663,706

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況
(令和6年度)

○一般状況

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収		入	支		出						
科		目	収入額（円）		科	目	支出額（円）				
保険料（税）	医	療	給	付	費	分	0				
保険給付費等交付金（普通交付金）			0		医	療	養	給	付	費	0
その他の収入			0		療	養	費	0			
合		計	0		小	計	0				
					給	高	額	療	養	費	0
					付	高	額	介護合算療養費	0		
					費	移	送	費	0		
						計	0				
					国民健康保険事業費納付金（医療給付費分）					0	
					そ の 他 の 支 出					0	
					前 年 度 繰 上 充 用 金					0	
					合 計					0	

2. 保険料 (税) 収納状況

(円)

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計	
	0.00 %	0.00 %	0.00 %	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増・2 減	千円 0	千円 0	
保険料（税）算定額内訳									
所得割	資産割	均等割	平等割						
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0						
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	
所得割	資産割								
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0	

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1 増・2 減	千円 0	千円 0				
保険料（税）算定額内訳												
所得割		資産割							均等割		平等割	
千円 0		千円 0							千円 0		千円 0	
0.00 %		0.00 %							0.00 %		0.00 %	
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数				
所得割	資産割											
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0				

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 8

- 保険給付状況
1. 医療給付の状況

（1）全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キウウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
療養費等	食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期高額特定疾病該当者数								0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和6年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : ー : 0 : 1 : 8

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	円 0	0	0	円 0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	円 0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0
食事療養		(0)	(0 回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

給 付 別 表 V 表 (1)
(全体)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分				
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分
				薬剤一部負担金 (再掲)		
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	2, 079, 396	11, 476, 550	8, 491, 763	2, 327, 843	0	656, 944
心障医療 (法制 No. 80)	114, 745, 747	724, 488, 985	519, 896, 619	114, 132, 686	0	90, 459, 680
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	5, 743, 613	103, 446, 400	72, 446, 365	8, 505, 833	0	22, 494, 202
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	96, 520	1, 466, 870	1, 081, 429	96, 520	0	288, 921
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	2, 671, 479	44, 280, 180	32, 592, 788	7, 737, 993	0	3, 949, 399
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	-93, 723	319, 740	223, 818	-1, 801		97, 723
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0		0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	26, 474	-553, 680	-387, 576	1, 440		-167, 544
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	783, 914	320, 952, 520	227, 049, 507	20, 164, 136	0	73, 738, 877
計	126, 053, 420	1, 205, 877, 565	861, 394, 713	152, 964, 650	0	191, 518, 202

2. 出産育児一時金

	件 数	金 額
出産育児一時金	0	0

給 付 別 表 V 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	786, 474	4, 581, 780	3, 665, 424	806, 476	109, 880
心障医療 (法制 No. 80)	15, 954, 557	127, 543, 295	102, 034, 636	15, 537, 605	9, 971, 054
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	3, 148	338, 850	271, 080	24, 694	43, 076
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	790	546, 200	436, 960	790	108, 450
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1, 327, 290	15, 966, 620	12, 773, 296	2, 538, 592	654, 732
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	217, 400	23, 827, 430	19, 061, 944	1, 921, 599	2, 843, 887
計	18, 289, 659	172, 804, 175	138, 243, 340	20, 829, 756	13, 731, 079

給 付 別 表 V 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	454, 627	992, 000	694, 400	550, 744	-253, 144
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	144, 130	100, 891	0	43, 239
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	40, 374	736, 910	515, 837	209, 116	11, 957
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	828	125, 040	87, 528	12, 504	25, 008
計	495, 829	1, 998, 080	1, 398, 656	772, 364	-172, 940

給 付 別 表 V 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給 付 別 表 V 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費 用 負 担 区 分			
		費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	786, 474	4, 581, 780	3, 665, 424	806, 476	109, 880
心障医療 (法制 No. 80)	40, 035, 536	286, 608, 595	213, 380, 346	41, 112, 014	32, 116, 235
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	3, 148	458, 760	355, 017	24, 694	79, 049
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	790	755, 290	583, 323	790	171, 177
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1, 666, 467	27, 063, 500	20, 541, 112	4, 473, 462	2, 048, 926
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	218, 228	46, 053, 100	34, 619, 913	3, 302, 223	8, 130, 964
計	42, 710, 643	365, 521, 025	273, 145, 135	49, 719, 659	42, 656, 231

給 付 別 表 N 表 (1)
(全体)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	79,620	26,790	52,830	0
心障医療 (法制 No. 80)	21,287,588	10,620,328	10,667,260	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	595,944	257,894	338,050	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	1,380	460	920	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	40,610	19,100	21,510	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	9,600	2,700	6,900	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	22,014,742	10,927,272	11,087,470	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	4,072	329,496,940	238,088,354	26,663,838	64,744,748

3. 一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	833,202	170,592	25,644	0	0	0	0

給 付 別 表 N 表 (2)
(7 0 歳以上一般分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	58,020	20,780	37,240	0
心障医療 (法制 No. 80)	4,276,613	2,172,393	2,104,220	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	15,860	10,570	5,290	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	4,350,493	2,203,743	2,146,750	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	713	72,365,820	57,892,656	8,612,971	5,860,193

給 付 別 表 N 表 (3)
(7 0 歳以上現役並み所得者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	46	4, 130, 060	2, 891, 042	831, 284	407, 734

給 付 別 表 N 表 (4)
(未就学児分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	26	2,039,140	1,631,312	0	407,828

給 付 別 表 N 表 (5)
(前期高齢者分再掲)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費 用 負 担 区 分			
	費 用 額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	58,020	20,780	37,240	0
心障医療 (法制 No. 80)	9,317,026	3,890,776	5,426,250	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	19,310	12,870	6,440	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	9,394,356	3,924,426	5,469,930	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,263	119,117,710	90,618,979	14,391,034	14,107,697

給 付 別 表 U 表

< 公営用 >

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 高額介護合算療養費（C表（2）内訳）

	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
給付額	3, 242, 003	2, 738, 817	1, 764, 825	156, 419	0

2. 高額介護合算療養費（上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名 （法制番号）	全体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上一般分 （再掲）	70歳以上現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
老人医療 （法制 No. 41）	0				
特殊疾病 （法制 No. 51・83）	0	0	0	0	0
心障医療 （法制 No. 80）	1, 347, 120	1, 027, 291	391, 980	0	0
ひとり親家庭等医療 （法制 No. 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 （法制 No. 86） （法制 No. 85：B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 （法制 No. 87）	0				0
乳幼児医療 （都補助及び区市町村単独） （法制 No. 88）	0				0
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療 （法制 No. 88 自己負担なし）	0				
高校生等医療 （法制 No. 89 自己負担あり）	0				
高校生等医療 （法制 No. 89 自己負担なし）	0				
結・精適用医療 （法制 No. 10・21）	0	0	0	0	0
計	1, 347, 120	1, 027, 291	391, 980	0	0

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 — 018

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	700	13,286,006	520	10,364,726	180	2,921,280
	過年度分 B	(-8)	(-1,927,203)				
		933	27,949,305	833	27,097,056	100	852,249
不正利得徴収金		(0)	(0)				
		1	9,471	1	9,471	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		90	1,151,374	90	1,151,374	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		205	7,221,042	205	7,221,042	0	0
B + C + D + E 計		(-8)	(-1,927,203)				
		1,229	36,331,192	1,129	35,478,943	100	852,249

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金		C	(0)	(0)			
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0

令和 7 年 1 0 月 発行

登録 (07) 0059 号

荒 川 区 福 祉 部 国 保 年 金 課

荒 川 区 荒 川 二 丁 目 2 番 3 号

電話 03-3802-4065